

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	ふるさと納税に係るワンストップ特例制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、ふるさと納税に係るワンストップ特例制度関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東大阪市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ふるさと納税に係るワンストップ特例制度関係事務
②事務の概要	ふるさと納税に係るワンストップ特例制度に関する事務を行う。 ・紙の寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ特例申請書)を受け付け、適切な年限保存する。 ・「ふるさと納税do」自治体マイページを経由したオンライン申請について、申請を受理し、特定個人情報を含む寄附者データをシステム内で保存する。 ・「さとふる」を経由したオンライン申請について、申請を受理し、特定個人情報を含む寄附者データを「ふるさと納税do」に連携しシステム内で保存する。 ・上記3点の方法で得た特定個人情報を含む寄附者データを、寄附金税額控除のため市民税課に共有する。
③システムの名称	ふるさと納税管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
ワンストップ特例申請書	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画財政部企画室企画課
②所属長の役職名	企画課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市 市長公室広報公聴室市政情報相談課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市 企画財政部企画室企画課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	人為的ミス発生防止のため、次のような対策を実施している。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 また、委託事業者に対しても、マイナンバーガイドライン「特定個人情報に関する安全措置」に定められている安全管理措置を行うことを業務仕様書にて定めており、次のような対策を実施している。 ・取り扱いにおける記録及び管理を実施（出力状況、持ち運び状況、システムアクセスログ等） ・特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに沿った担当者への教育 ・24時間監視のセキュリティルームにて書類の保管 ・作業区域における24時間監視及びIDカードでの入退室管理

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報漏洩・滅失・棄損にかかる人為的ミス発生防止のため、次のような対策を実施している。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 また、委託事業者に対しても、マイナンバーガイドライン「特定個人情報に関する安全措置」に定められている安全管理措置を行うことを業務仕様書にて定めており、次のような対策を実施している。 ・取り扱いにおける記録及び管理を実施(出力状況、持ち運び状況、システムアクセスログ等) ・特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに沿った担当者への教育 ・24時間監視のセキュリティルームにて書類の保管 ・作業区域における24時間監視及びIDカードでの入退室管理	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	1. 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1第16項	番号法第9条第1項 別表第24項	事後	番号法が改正による変更
令和7年1月30日	VI. リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 人為的ミス発生防止のため、次のような対策を実施している。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 また、委託事業者に対しても、マイナンバーガイドライン「特定個人情報に関する安全措置」に定められている安全管理措置を行うことを業務仕様書にて定めており、次のような対策を実施している。 ・取り扱いにおける記録及び管理を実施(出力状況、持ち運び状況、システムアクセスログ等) ・特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに沿った担当者への教育 ・24時間監視のセキュリティルームにて書類の保管 ・作業区域における24時間監視及びIDカードでの入退室管理	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年1月30日	VI. リスク対策 11. 最も優先が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 人為的ミス発生防止のため、次のような対策を実施している。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 また、委託事業者に対しても、マイナンバーガイドライン「特定個人情報に関する安全措置」に定められている安全管理措置を行うことを業務仕様書にて定めており、次のような対策を実施している。 ・取り扱いにおける記録及び管理を実施(出力状況、持ち運び状況、システムアクセスログ等) ・特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに沿った担当者への教育 ・24時間監視のセキュリティルームにて書類の保管 ・作業区域における24時間監視及びIDカードでの入退室管理	事後	様式改正に伴う項目の追加